

別紙1

「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	改正府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	適格機関投資家への追加方法として既存の改正府令案第10条第1項第23号に追加する形式が取られ、金融庁長官への届出が求められる。機動性、効率性の観点から、年4回の届出の更なる緩和、別段の定義を設けて届出を不要とするなどの検討をお願いしたい。	改正箇所直接关系到するものではありませんが、ご意見として承ります。
2	改正府令案の第10条第3項第3号において、「資産流動化計画に記載された有価証券の種類及び価額」と規定されているが、資産流動化法上の特定資産であることを明確にするために、「資産流動化計画に特定資産として記載された有価証券の種類及び価額」とし、その定義として同条第1項第23号ハにおいて「資産流動化法第2条第1項に規定する特定資産(以下本条第3項第3号トにおいて「特定資産」という。)に有価証券が含まれ、かつ、当該有価証券の価額が十億円以上であること」として頂きたい。	改正府令第10条第3項第3号トは、同条第1項第23号ハの要件に該当していることを前提として、その内容を(適格機関投資家となる旨の)届出に記載した上で金融庁長官へ提出することを規定していることから、ご指摘のような修正をする必要はないと考えられます。
3	適格機関投資家の届出をした場合、翌々月の1日以降2年間、適格機関投資家に該当することとなる。特定目的会社が適格機関投資家の届出後、翌々月の1日以前に、特定資産の詳細が確定することがあり得る。この場合、適格機関投資家としての届出後、認定が下りる前に、資産流動化法の規定に従い、例えば、全利害関係人の承諾を得て、当該特定目的会社の資産流動化計画を変更することは可能か。	ご指摘の「認定」が何を意味するのか明らかではありませんが、基本的には、(適格機関投資家となる旨の)届出を行おうとする日に最も近い日に当局へ提出した資産流動化計画(変更も含む。)を基準として、改正府令第10条第23号ハの該当性を判断することになると考えられます。
4	適格機関投資家に認定された後、取得する特定資産の詳細についての変更など、資産流動化計画を変更する場合がある。改正府令案に定める規定(10億円以上の有価証券を取得する。)が遵守される限り、当該資産流動化計画の変更は、当該特定目的会社の適格機関投資家のステータスに影響を及ぼさないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
5	そもそも実務上の運営として、有価証券たる特定社債の取得直前でなければ正確な資産流動化計画の作成・届出は困難である。資産流動化法に基づく資産流動化計画の届出手続き及び適格機	ご指摘の趣旨が明らかではありませんが、資産流動化計画を提出することと適格機関投資家となることは別個の経営判断であることが前提であるため、適格機関投資家となるか否かは、各々の特

<p>関投資家の届出手続きという実務上の運営を踏まえると、資産流動化計画の届出が財務局に受理された時点で、「10億円以上の有価証券を取得する」という要件が満たされていれば、当該特定目的会社が適格機関投資家として自動的に設定されることとし、追加の金融庁長官への届出の免除をお願いしたい。</p>	<p>定目的会社がそれぞれの判断に基づいて行うものであり、本改正府令の要件に該当したからといって自動的に適格機関投資家となることは適当ではないと考えられます。</p>
--	---